

かごしま・島交流の会 会則

(名 称)

第1条 本会は、かごしま・島交流の会と称する。

(所在地)

第2条 本会は、神奈川県川崎市川崎区に所在地を置く。

(目 的)

第3条 本会は、鹿児島県をはじめとする全国の島々の活性化に寄与したいと願うひとりひとりの市民間の交流を図り、島々の移住、交流、観光を促進する活動を行うことを目的とする。

2 環境保全や共生・協働の精神をもって前項の活動を行い、社会的にも有意義となる島交流のビジネスモデルづくりを目指し、その実現と普及に務める。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 鹿児島県をはじめとする全国の島関係の在住者、出身者、愛好者、研究者、企業、行政等とのネットワーク作りを行う。
- (2) 島を元気にするために、島々と都市圏とを結ぶイベントやセミナー、体験ツアー、特産品の流通促進、広報・宣伝、調査・研究、異業種交流、ほか各種の活動を行う。
- (3) 島を元気にするための、各種の提言活動を行う。

(運 営)

第5条 本会は、会費、寄付金、助成金、事業収入等によって、運営資金を賄う。

第6条 本が行う収益事業は、本会の目的である島交流のビジネスモデルづくりに関連があるものとする。

(会 員)

第7条 本会の目的に賛同する団体、企業、個人は、本会の会員となることができる。

2 入会手続き及び会員種別、会員履行義務等は、幹事会により別途定める。

(会 費)

第8条 会員は、会費（年会費・入会金等）を納入しなければならない。

2 会費の詳細は、幹事会により別途定める。

(退会と除名)

第9条 会員は、退会届を幹事会に提出して、任意に退会することができる。

第10条 次の事由がある場合、幹事会は、会員の除名を行うことができる。

- (1) 第7条2項で定める会員履行義務に違反し、本会及び本会会員の名誉・権利等をはなはだしく毀損した場合。
- (2) 本会の活動に、連絡無しに1ヶ年以上参加しない場合。
- (3) 本会の会費を、連絡無しに1ヶ年以上滞納した場合。

(役 員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事3名以上、15名以内。
- (2) 代表幹事1名、副代表幹事1名以上、3名以内。
- (3) 監査役1名以上、2名以内。
- (4) アドバイザー20名程度。

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 幹事は、会員の中から互選により、指名される。

3 監査役は、会計監査を行い、その結果を総会へ報告する。

4 アドバイザーは、幹事会に対し、本会の運営等のアドバイスを行う。

(代表幹事)

第13条 代表幹事は、幹事の中から互選により、指名される。

2 代表幹事は、本会を代表し、副代表幹事は、代表幹事を補佐する。

(総会)

第14条 本会は、毎年1回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催する。

2 総会では、次の事項について審議する。

(1) 会則の変更。

(2) 解散及び合併。

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更。

(4) 事業報告及び収支決算。

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬の決定。

(6) その他運営に関する重要事項。

3 総会では、入会手続き等幹事会で定めた事項の報告を行う。

第15条 総会は、幹事会が招集する。

第16条 総会は、会員の3分の1以上の出席を必要とする。

2 総会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

(幹事会)

第17条 幹事会は、必要に応じて開催し、本会の運営について協議するとともに運営を行う。

2 第14条の規定にかかわらず、年度途中は、幹事会でアドバイザーの追加選任をすることができる。その場合も、次の総会で報告しなければならない。

第18条 幹事会は、幹事の3名以上の出席を必要とする。

2 幹事会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

(事務局)

第19条 本会に、事務局を置くことができる。

2 事務局員は、幹事会が指名する。

3 事務局員の報酬は、幹事会で定める。

(会計)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第21条 本会則は、総会出席者の3分の2以上の承認によって変更される。

[付 則]

1 本会則は平成21年11月23日から施行する。(発足は平成20年12月13日)

2 本会の細則、その他運営上必要な事項は、別途幹事会で定める。

3 平成25年5月25日、一部改正

[代表者]

2013年度の本会の代表者は、次の三名とする。(任期2年)

代表幹事 杉浦 英世

副代表幹事 鮫島 宗政, 三沢 利男, 臼井 ちか